

平塚市成年後見制度利用促進協議会 議事録

日 時 令和元年8月28日(水) 14:00～16:00

場 所 平塚市役所本館7階 720会議室

出席委員 町川委員、浅沼委員、田中委員、鳥塚委員、村田委員、菅野委員、菊地委員、栗田委員、長橋委員

事務局 平塚市福祉部 津田福祉部長
福祉総務課 岩崎課長、山崎課長代理、木村主査、森山主任
高齢福祉課 佐藤担当長
障がい福祉課 加治屋主管
生活福祉課 白井課長代理
平塚市社会福祉協議会 梶山事務局長、中田いきいき生活支援課長
成年後見利用支援センター 田中主任専門員、馬場相談員

傍聴者 0人

(議題)

- 1 成年後見制度利用促進に関する平塚市の取組について
 - ア 平塚市成年後見利用支援センター事業について
 - イ 市長申立て、報酬助成について
- 2 中核機関、地域連携ネットワークの在り方について
- 3 その他
平塚市成年後見制度利用促進懇話会について

【事前配布資料】

- ・平塚市附属機関設置条例
- ・平塚市成年後見制度利用促進協議会規則
- ・平塚市成年後見利用支援センター設置規則
- ・次第・名簿

(資料 1-1～1-4) 平成30年度センター事業実績

(資料 2-1～2-9) 令和元年度センター事業計画、実績、市民後見人養成等

(資料 3-1～3-3) 成年後見制度利用促進に係る市の取組、要綱等

(資料 4-1～4-2) 中核機関の在り方の検討、KPI

(資料 5) 平塚市成年後見制度利用促進懇話会要綱

(参考資料) 市長審判請求要請書を作成する上での留意事項

【机上配付】

- ・高齢福祉課からの事例(回収資料)

○ 開催に先立ち、会議の成立及び公開等について事務局から説明

これより会長による議事進行

会長

はじめに、議題1「成年後見制度利用促進に関する平塚市の取組について ア成年後見利用支援センター事業について、イ市長申立て、報酬助成について」事務局から説明をお願いします。

ア 成年後見利用支援センター事業について、資料1-1から2-9まで事務局（センター課長）から説明

イ 市長申立て、報酬助成について、資料3-1から3-3まで事務局（市担当者）から説明。回収資料を用いた事例紹介（市担当長）

会長

只今、事務局から説明がありましたが、これから検討していくに当たり、共通認識として補足すべきことや、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

委員

資料3-1に市長申立て実績があるが、成年後見調整会議で審議した件数や、市民からの市長申立て相談の数ほどの程度あるのか。また、資料3-2市長審判請求実施要綱の第3条（1）に「審判請求対象者の日常生活の援護者」とはどのような人を想定しているのか。

事務局（市担当者）

正確な数字は現在持ち合わせていないが、成年後見調整会議にあがる件数と市長申立て実績は概ね同じ数となっている。理由として、要請書の作成段階で後見センターに相談することをルール化しているため、ある程度市長申立ての必要性が精査されたものが成年後見調整会議にあがってきている。しかし、資料3-2市長審判請求実施要綱第5条にあるように、成年後見調整会議の中で他の支援策や親族の状況などを総合的に考察しているので、市長申立て以外の支援策につながる可能性もゼロではない。

事務局（社協課長）

数字としては持ち合わせていないが、相談を受けた中の概ね半分くらいが市長申立て要請につながっているような印象を持っている。後見センターで相談を受ける段階で、市長申立ては出来ないといったような申請を妨げることはしていないが、相談によって色々な状況を整理していく中で、親族による申立ての可能性や、成年後見制度以外の支援策の提案を

することがあるので、結果的に半分くらいは市長申立ての要請には至らない。また、過去の相談例の中には、身元保証や親族調査を主目的として市長申立てが出来ないか、といった相談もあった。その場合、要請が出来ないわけではないが、そういった目的で市長審判請求を行うのは難しいのではないかと、という返しをすることはある。こういった相談も含め、概ね半分くらいが要請に至っているという印象がある。

事務局（市担当者）

資料3-2 市長審判請求実施要綱第3条（1）については、やむを得ず知人等が身の回りの支援をしているケースなどを想定している。実際には包括支援センターや居宅介護支援事業所が関わりを持っている場合がほとんどなので、（1）の対象者から要請があがる事例はほとんどない。

委員

成年後見制度利用促進法は、本当に必要な人に制度が行きわたっているのか、という疑問から発した法律なので、一番身近な支援者の相談がきちんと申立てに結びついているのかあるいは違う施策の中で救済されているのか、というところが重要だと思う。現場の実感としてはどうか。

委員

包括支援センターでは市長申立てにつながったケースを含め対応を行っている。後見利用の必要性が高いケースについては速やかに申立てにつながっているという実感がある。一方で、利用が適当かどうか見極めが難しい段階での支援では、どのタイミングで後見センターに相談すべきかと悩むこともある。適宜相談をしながら連携した支援が必要だと思うし、後見センターがあること自体はありがたいと思っている。

委員

市長審判請求要請書を提出してから申立てまで、ケースバイケースだとは思いますがどれくらい時間を要しているのか。

事務局（市担当者）

個別ケースにより異なるが、昨年度の実績では3か月から1年程度時間を要している。差がある理由として、親族の人数等によって調査に要する時間が変わってくることが挙げられる。

委員

後見センターの事業の概要として、応急事務管理会議と終末期に向けた活動支援事業検討会というものがあるが、事業内容や実施状況、会議の検討内容を教えてほしい。

事務局（社協課長）

応急事務管理は、市長申立てを行うことが決定している方の中で、いわゆる事務管理の考え方に基づいて、ご本人の医療費や最低限の日用品の購入に必要な金銭を立て替えて支払うという仕組みのもの。後見人等が選任された後に本人から返還されることが前提となっているため、資力の状況などで返還が見込まれるケースに限った運用に現状ではなっている。ケースが生じた時に応急事務管理の個別会議を開いて利用の適正などを判断している。

質問にあった全体会議については、課題や方向性の検討を審議するために年2回開催している。実績としては過去に1ケース対応している。

終末期に向けた活動支援事業検討については、市の高齢福祉課と地域包括ケア推進課が事務局として取組んでいる。終末期に向けた様々な課題を整理して施策化に向けた検討に後見センターも参加している。エンディングノートの作成が一つの目標になっており、そのための意見交換等を行っている。

会長

成年後見制度の利用について、利用すべきかどうか悩ましいようなケースに私たちも時折会うことがある。例えば家族から虐待を受けているのに家族との結びつきが強く、本人は成年後見制度を利用したくないと言っているようなケースで、親族の誰かが状況を見かねて後見センターに相談をした場合、市長申立てを行うかどうかの判断はセンターがするのがあるいは成年後見調整会議の中で判断をするのか。難しい判断が求められる場合、仕組みとしてどこが行うことになっているのか。

事務局（社協課長）

虐待認定がされている状況かどうかによって変わる部分がある。また、家族がいる場合に市長申立てを行うとなると、その後の家族との関係性がどうなるのか、といった課題が生じてくるが、包括支援センターなど第三者の立場の者から市長申立ての要請が出てくることは可能性としてあると思う。後見センターはあくまで相談を受け、要請書の書き方の助言などを行うことを役割としているため、市長申立てを行うか否かの判断まではしていない。ただ、相談において様々な状況を聞き取る中で「これは難しいかもしれない」「これは虐待ケースのため高齢福祉課に連絡したほうが良い」などの情報を伝えることはある。

会長

後見センターというのは相談を行うことが役割であって、市長申立てを行うかどうかの

判断をするのは成年後見調整会議の役割ではないかと思う。先ほどの話だと、成年後見調整会議に上がったケースはほとんどが市長申立てに至っているとのことなので、判断のタイミングや仕組みが気になった。

事務局（市課長代理）

補足だが、後見センターの相談を経て要請書があがり、成年後見調整会議において審議され一定の方向性は出す。その方向性をもとに実際に実務を行うのは担当課（高齢福祉課、障がい福祉課）であるため、結論は担当課が出すことになっている。

委員

意見ですが、今のような事例の場合、早急な介入が求められたり、審判前の財産保全など早目の対応が求められることがある。そういった場合に、成年後見だけではなく、権利擁護全体の相談にのる必要が出てくる。これからは後見センターに権利擁護のために必要な相談や対応といった機能も必要になってくるのではないか。

事務局（市担当長）

現状での支援では、虐待に関しては担当課において速やかな対応をとっていると同時に、その中で金銭管理の問題が出てくることはあるので、関係機関と連携しながら対応にあっている。

事務局（市課長代理）

虐待案件については、まずは虐待対応がなされ、その後成年後見制度の必要性を勘案して市長申立ての要請があがってくるということが多くなっている。

会長

つづいて、議題2「中核機関、地域連携ネットワークの在り方について」事務局から説明をお願いいたします。

議題2 中核機関、地域連携ネットワークの在り方について、資料4-1, 4-2を事務局（市担当者）から説明

会長

只今、事務局から説明がありましたが、これから検討していくに当たり、共通認識として補足すべきことや、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

委員

資料4-1を実現していくにあたって、既存の組織を活用することや一から組織を立ち

上げることが考えられると思うが、現段階でのイメージはどうなっているか。

事務局（市課長代理）

既存の後見センターを活かしていくことを考えているが、具体的にどのような機能を持たせるかという点については、資料4-1にあるようなチーム支援や受任調整の機能を想定している。個人情報の取り扱いの課題もあるので、全て後見センターで行うのか、行政直営の部分もあるのかについてはこれから検討していく。

委員

自治体を持つ機能と、他の機関に委託する機能があるということによいか。

事務局（市課長代理）

県外他市の事例になるが、それまで後見センターを委託で行っていたが、中核機関にするにあたって行政直営で執り行っている自治体もある。平塚市においては、すべて直営にすることは考えておらず、後見センターを有効活用しながら機能のすみ分けを考えていきたい。

会長

どの部分を委託して、どの部分を直営で行うかということについて、以前家庭裁判所から直接情報提供を受ける部分については直営でないと難しいといった意見があったかと思うが、家庭裁判所からは特に情報提供する予定はないという話もあったと記憶している。直営と委託の機能分けについてはどのように考えているか。現在も広報・相談機能は後見センターで行っており、仮に窓口が行政と委託先と二つに分かれてしまうようなことがあると、市民や後見人等の相談窓口としてどこに相談すればよいのかわかりづらくなることや、情報共有の課題などが生じるのではないかと思う。例えば受任調整の機能も後見センターに委託することで、後見センターが中核機関としての機能を持つていくこともありうると思うが、市はどのように考えているか。

事務局（市担当者）

委託と直営の機能分けについては、例えば受任調整の機能についていうと、受任調整の部分だけを委託するということは可能かもしれないが、現実的にはケースワークの延長線上に誰が適任かという受任調整が来ると考えている。そのため受任調整の部分だけを切り分けて委託するということは難しいという印象がある。また、家庭裁判所を含めた官公署からの情報を得ることや、情報の保管といった部分では行政が担当する部分ではないかと考えている。そういった考えを含め、先ほど説明したチーム支援の中で具体的事例に介入することで、どこまでを行政の機能としてどこからが委託できるのか、といったことを検証していきたいと考えている。

委員

資料4-2の3ページ目にあるようなネットワークを構築していくということで、まだ具体的形は出来ていないと聞いているが、図にある「医療・福祉関係団体」とはどこまでを指しているのか。先日保健所の人と一緒に仕事をする中で成年後見の話題が出たが、保健所の職員が成年後見制度のことを知らない状況であった。そういったことがあったので、どこまで連携がとれているのか聞きたいと思う。

事務局（社協課長）

資料4-2の3ページにある図に関しては、本人を中心として関わっている支援者が分かるような図になっている。国で示したこの図は、成年後見制度を中心として描かれているのでこのような図になっていると考えられる。実際の現場では本人がいて、必ずしも成年後見制度だけを課題としている、あるいは成年後見制度を中心に課題が解決していくケースというのは稀だと思う。あくまでも本人の生活や居場所を含め、どういった部分を整える必要があるのか、という意味では栄養士や薬剤師、あるいは不動産業者など本人の生活に関わる様々な人が関わってくるのだと思う。どこまでネットワークを広げるかという話になると、大まかな保健福祉医療等の関係機関で意見交換や情報交換を行っている、平塚市成年後見支援ネットワーク連絡会のような場所が必要なのだと思う。個別のケースについてはネットワーク連絡会の出席者に限定せず、様々な関係者に広がりが出てくると思う。

委員

中核機関をどう読み取ればよいのか、ということ資料4-2の2ページ目のKPIなどを見ながら考えていたが、権利擁護というのは適切な支援を行わないと本人の権利が奪われてしまうこともあると思う。権利擁護センターのような、幅広く権利擁護が必要な人や家族や親族の相談に応じる場所が必要であったり、またそういった権利をはく奪されてしまう人がいるという事実を、社会に訴えかけていくような活動をしたりすることが重要だと思う。中核機関というものに権利擁護支援のセンターというものが期待されているのであれば、実現に向けて後見センターを活用しながらすすめていってもらえればと思う。

事務局（市課長代理）

権利擁護の考え方は、虐待まで取り扱うのかなど難しい部分もある。虐待に関しては行政の中に虐待センターが設置されている。中核機関を「小さく生んで大きく育てる」といった考え方が国では言われているので、まずは出来ることから始めていきたいと考えている。

委員

中核機関の委託直営のすみ分けについてだが、全国事例を見るとその部分が肝になって

いると思う。平塚市の場合は市長申立ての仕組みを見ても、成年後見調整会議などは他部署で構成され、市の高齢者福祉や障がい者福祉の機能も発揮して構成されているので、それは中核機関の一つの機能となると思う。市の会議体なども活用しながら、権利擁護の前裁きのような部分は市直営で行うのも必要だと思う。前裁きは経験と技術が必要なので、その技術を蓄積していくことも市の中に必要だと思う。その上で市長申立てだけに限らず受任調整機能を発揮するなど必要になってくるのではないかと。成年後見以外の権利擁護につながる支援を行うことが出来ればよいと思う。平塚の後見センターは現段階でもその機能を備えているので、今でも中核機関と名乗ることは出来ると思う。市の中で現在機能している会議体等を有効に使い、行政権限も発揮しながら委託業務とのすみ分けを上手にやってほしい。

会長

会議体の活用などについては同意見。せっかく機能しているのであれば委託し直すというよりはしなくてもよいと思う。大事にしてほしいのは、回収資料である「市長審判請求要請書」にあるように、行政で持つ子細な情報はぜひ後見業務に生かしてほしいと思う。後見人等が選任されたあとも、ぜひこの情報を相談機関等に引き継いで、こういった情報をもとに相談に乗れるような中核機関を作ることが出来るのであれば、委託か直営かの形は特に問う必要はないと思う。

また、中核機関の設置について色々な場面で携わっていると、中核機関に期待する意見が多い。例えば（こことは別の）話し合いの場で、成年後見制度の利用者が困っていることを相談することが出来たり、財産管理はするけれど身上監護は一切行わないような後見人について、中核機関から家庭裁判所に後見業務の内容について意見を言うことも出来るのではないかと、といった意見が出た。それはまさに資料4-2の3ページ目の図にあるように、本人を中心としたチーム会議のような場で、後見活動について話し合いを行い、チームの意見を中核機関が吸い上げて意見として家庭裁判所に申し述べる事が出来ると、家庭裁判所としてもチームで専門職が話し合った中でまとめた意見であれば、後見活動への注意やあるいは後見人変更などに繋がっていくのではないかと。そういう機能を中核機関に持たせることによって、成年後見制度が利用しやすいものになっていくのではないかと。そういう仕組みをどのように作るか、今の制度をどう変えればよいか、事務局の意見があれば聞きたい。

事務局（市課長代理）

実際に支援を行っていく中で、チームの中で支援方法などを話し合い、中核機関が協議会を開いて具体的な検討をしていくことになると思う。今例にあがったように、被後見人に会いに行かないなど身上監護を行わない後見活動の事例も中にはあると聞いている。そういった時に協議会の中でいかにチームがうまく機能するのか、という助言を行うことになる

と思う。その時に、家庭裁判所とどこまで情報共有が図れるかということについては不透明な部分がある。中核機関が家庭裁判所に苦言を呈すというよりは、家庭裁判所も一緒にどのような後見活動をすればよいのか考えていけるような機能になるとよいと思うので、今後検討していきたい。

会長

ぜひ家庭裁判所の意見も聞いてみたい。

会長

つづいて、議題3「その他 平塚市成年後見制度利用促進懇話会について」事務局から説明をお願いいたします。

議題3 平塚市成年後見制度利用促進懇話会について、資料5を事務局（市課長代理）から説明

会長

只今、事務局から説明がありましたが、全体を通じて御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

委員

後見センターで行っている広報や普及啓発について、例年出張講座などを行っていると思うが、出張講座を行った時の聴講者の反応はどうか。リーガルサポートでも研修会を企画することがあるが、出席者の意見を聞いてみると、「何となくわかった。けれど自分の生活とどう関係があるのかわからない」といった感想が多い印象がある。地域福祉リーディングプランの中でも成年後見制度の普及啓発が取組として挙げられているが、講座を行って見た感触や、企画する上で工夫していることがあれば教えてほしい。

事務局（社協課長）

後見センターで行っている出張講座には市民対象のものと、保健福祉関係者対象のものがある。市民向けの研修については、現実的には間近に後見制度を利用するといった意識がないと、制度そのものの理解というのは難しいのではないかと印象を受けている。後見センターのご案内のチラシを配布しているので、一般的な制度説明と合わせて、相談先の提供をしている状況。保健福祉関係者を対象とした研修については、なるべく事前に知りたい内容や実務で困っていることなどを聞いて具体的な研修内容を組み立てるようにしている。ただし、今まで講座を行ってアンケートなどを行ってはいなかったもので、今後の事業展開に活かせるような形でアンケート等を行っていききたいと思う。

委員

市長申立てをした後に後見人等に引継ぎを行うと思うが、その後の行政のフォローはどうなっているか。成年後見湘南では9件の市長申立て案件を受任しているが、先日他市から受けた案件で、後見受任後にケース相談をしようとしたところ、後見人選任後は後見人に任せますといった対応をされたことがあった。どうも後見人が就けば後見人任せという意識があるように感じた。平塚市ではどのようなフォロー体制をとっているか。

事務局（市担当者）

後見人等が選任された後も当然高齢福祉のサービスや障がい福祉サービスの利用はあると思うので、関係が切れてしまうということはないと想定される。相談が生じれば継続して関わっていく。

委員

具体的な話をすると、被後見人の親族と連絡が取れなくなってしまったケースがあり、市役所に対応をお願いしたところ、断られてしまったことがあった。後見人であるから戸籍を順に追っていけば住居を特定することは出来るが、生存確認もできない状況であった。もともとの連絡先は行政から引き継いでいたのに、受任した後のことは手伝えないという対応に困ってしまった。

事務局（市担当者）

個別事案によって異なると思うが、一般的には行政で有している情報を知りたいというお問い合わせがあった場合、直接情報を伝えるということは難しい。しかし、質問にあったような事案であれば、連絡先が分かる手段を伝えるなど何がしかのフォローは可能と考えられる。話が戻ってしまうが、チーム支援のチームの在り方を考える際に、市長申立て案件の引継ぎ後の役割分担が明確に出来ていないことは課題だと考えている。例えば緊急時の対応をどうするかといった部分などを、後見人等と行政と中核機関で役割分担が出来るような支援の在り方を検討できればよいと思っている。

委員

ぜひ中核機関などで後見人のフォローをしてもらえると良いと思うので、よろしく願いします。

会長

後見人選任後の後見人支援も中核機関に求められているところではあるので、具体的な内容はこれから検討すると思うが、ぜひフォローが出来るような在り方を検討してほしい。

委員

将来的に成年後見制度の対象になりうる本人や家族の立場では、やはり制度が難しくて分からないといった意見が多い。制度の基礎的なところからかみ砕いて学べるような機会を設けてもらえると、関心はあるけれどどこに行っても学んだらよいか分からない、といった人はたくさんいるのでありがたい。今は情報化社会なのでスマホ等で情報を集めることが出来、障がい児や親子の遊びのイベントなどの情報は得ることが出来るが、勉強会の企画まではなかなか保護者の中では難しいので、勉強する機会を設けてもらえれば参加する人は多いと思うし、関心を持つことで、制度だけではなく後見人についても勉強しようと思う人も増えるのではないかと思う。ぜひ敷居を下げてもらえると良いと思う。私の娘は言葉のないう子で、中学生という年齢的にも難しい年ごろということもあり、関わっていくのが難しくなってきた。意思決定支援など一生懸命勉強して関わろうとは努力しているが、もっと制度などが身近に感じられるようになるといいと思う。

長時間にわたり御検討いただきましてありがとうございます。それでは、これで平塚市成年後見制度利用促進協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。